省　令

○経済産業省令第五十五号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十六条第一項及び第五十八条第一項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十七日

経済産業大臣　萩生田光一

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業継続力強化計画の認定の申請） **第二十八条**　［略］ 2　過去において認定事業継続力強化を行った又は現に認定事業継続力強化を行っている中小企業者であって、新たに法第五十六条第一項の認定を受けようとするものは、前項の申請書には、直近の認定事業継続力強化の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。 3　第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。 （事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請） **第三十条**　［略］ 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　第二十八条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類 3　［略］ （連携事業継続力強化計画の認定の申請） **第三十一条**　［略］	（事業継続力強化計画の認定の申請） **第二十八条**　［略］ ［新設］ 2　前項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。 （事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請） **第三十条**　［略］ 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　第二十八条第二項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類 3　［略］ （連携事業継続力強化計画の認定の申請） **第三十一条**　［略］
2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一　連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者の当該連携事業継続力強化計画に関する同意書の写し 二　過去において認定連携事業継続力強化を行った又は現に認定連携事業継続力強化を行っている中小企業者であって、新たに法第五十九条第一項の認定を受けようとするものは、直近の認定連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類 3・4　［略］ （連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請） **第三十三条**　［略］ 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　第三十一条第二項第一号の規定により添付した書類に係る同号に規定する同意書に変更があった場合には、その変更後の写し 三　第三十一条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類 3　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	2　前項の申請書には、連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者の当該連携事業継続力強化計画に関する同意書の写しを添付しなければならない。 ［新設］ 3・4　［略］ （連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請） **第三十三条**　［略］ 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　前条第二項の規定により添付した書類に係る同項に規定する同意書に変更があった場合には、その変更後の写し 三　前条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類 3　［略］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。